

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月14日
【四半期会計期間】	第37期第2四半期(自 平成24年8月1日 至 平成24年10月31日)
【会社名】	株式会社メガネスーパー
【英訳名】	MEGANESUPER CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 嘉 野 敬 介
【本店の所在の場所】	神奈川県小田原市本町四丁目2番39号
【電話番号】	(0465) 24-3611 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 齋 藤 正 和
【最寄りの連絡場所】	神奈川県小田原市本町四丁目2番39号
【電話番号】	(0465) 24-3611 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員管理本部長 齋 藤 正 和
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期 第2四半期累計期間	第37期 第2四半期累計期間	第36期
会計期間	自 平成23年5月1日 至 平成23年10月31日	自 平成24年5月1日 至 平成24年10月31日	自 平成23年5月1日 至 平成24年4月30日
売上高 (千円)	10,454,676	8,343,774	19,174,288
経常損失 (△) (千円)	△218,028	△330,257	△1,480,673
四半期(当期)純損失 (△) (千円)	△309,667	△741,347	△1,978,674
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	1,932,360	50,000	2,924,159
発行済株式総数 (株)	13,791,680	48,528,884	48,528,884
純資産額 (千円)	△143,363	△569,035	172,050
総資産額 (千円)	13,560,000	11,704,718	12,941,807
1株当たり四半期 (当期)純損失金額 (△) (円)	△22.62	△54.80	△144.57
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	△1.1	△4.9	1.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△444,334	△1,102,760	△1,905,436
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	94,262	134,218	401,159
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	455,832	26,039	1,848,618
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	1,026,852	322,929	1,265,431

回次	第36期 第2四半期会計期間	第37期 第2四半期会計期間
会計期間	自 平成23年8月1日 至 平成23年10月31日	自 平成24年8月1日 至 平成24年10月31日
1株当たり四半期 純損失金額 (△) (円)	△19.17	△28.64

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額は、第36期第2四半期累計期間につきましては1株当たり四半期（当期）純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第36期及び第37期第2四半期累計期間につきましては、1株当たり四半期（当期）純損失のため記載しておりません。

4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社にて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、前期末決算において、前々期末に発生した債務超過を解消いたしました。当第2四半期累計期間におきまして、期初開示の業績予想にて当期間に見込んだ営業損失の範囲内であるものの、営業損失332百万円、経常損失330百万円を計上し、事業構造改革の加速により、四半期純損失は業績予想を下回る741百万円計上した結果、569百万円の債務超過となっております。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第2四半期累計期間におけるわが国の経済は、東日本大震災の復興需要により緩やかな景気回復はみられたものの、欧州政府債務危機の長期化による海外経済の減速、円相場の高止まりによる輸出停滞の影響、日中関係の悪化や電力供給の節約等により、景気の先行きは依然として懸念される状況が続いております。

また、消費税増税法案等を巡る国内政治の動向から、消費者の生活防衛意識がさらに高まり、経済環境は今後も厳しさを増していくものと想定されます。

眼鏡等小売業界におきましても、個人消費は依然として節約志向・選別志向の傾向は根強く、販売単価の低迷により縮小した眼鏡等小売市場において企業間競争の激化が続いておりますが、当社顧客については比較的高品質を求める傾向があり、全体としては他業態同様に価格帯別の住み分けが進んでいると考えられます。

このような経済環境及び経営環境のもと、当第2四半期累計期間につきましては、下記の施策を推進いたしました。

<店舗>

4店舗を新生メガネスーパーのパイロット店舗としてリニューアルオープンし、ロゴを含めた外見の判りやすさ・近代化、よりお客様が選びやすく、居心地の良い陳列・内装、気軽さの中に革新性・本格さを感じられる新しいフローの接客など、多岐に亘っての改善を行いました。また、前事業年度より取り組んでおります事業構造改革を更に加速すべく、9店舗の閉鎖を実施いたしました。

<営業>

「クリアランスセール」、「決算セール」等、また、遠近両用レンズ、薄型レンズなど22種類のレンズから選んでも追加料金0円というコンセプトの「フレームオンリープライス」を推し進め、加えてそれぞれのシーズンに合わせた各種セールを展開、比較的時間の経過した在庫を中心として、カジュアルフレーム・有名ブランドサングラスなど特価にてご提供し、全体としての商品在庫ポートフォリオの改善を図ってまいりました。補聴器におきましては、「秋の補聴器大相談会」を開催し、「2週間無料貸し出し」等により補聴器本体及び補聴器付属品等の拡販に努めるなど、営業活動に注力してまいりました。

<商品>

高機能自社企画商品「ベータプラ」シリーズの新品「ベータプラレディース」、「ベータプラキッズ」等の定番商品に加え、季節・シーンに特化した商品である、軽さとフィット感にこだわった「ベータプラスポーツ」、ゴルフ用メガネ「エイチスペックス」等の拡販に注力いたしました。また、レンズにつきましては、フレームオンリープライス対応レンズのほか、「ブルーライトカットレンズ」等、特殊加工の高機能レンズをご提供してまいりました。

経費面におきましては、徹底したコスト削減を図り販売管理費の圧縮に努めてまいりました。

全体として経費面での施策は所期以上の効果が出ているものの、売上面での施策効果は想定よりも半年程度遅れ、下期からの月次黒字転換を見込んでおります。

以上の結果、当第2四半期累計期間の業績は、営業損益では期初見込みを上回るものの、事業構造改革により当事業年度末までの閉鎖決定店舗の損失相当額を計上した事により純損益では期初見込みを下回る結果となりました。売上高8,343百万円（前年同四半期累計期間比20.2%減）、営業損失332百万円（前年同四半期累計期間は営業損失130百万円）、経常損失330百万円（前年同四半期累計期間は経常損失218百万円）、四半期純損失741百万円（前年同四半期累計期間は四半期純損失309百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産、負債及び純資産の状況)

流動資産は、前事業年度末に比べて699百万円減少し3,591百万円となりました。これは、商品が新商品への入れ替え投資によって440百万円増加しましたが、現金及び預金が942百万円減少、売掛金が99百万円減少及び未収入金が81百万円減少したこと等によるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べて537百万円減少し8,113百万円となりました。これは、敷金及び保証金が250百万円減少、長期預金が200百万円減少及び有形固定資産が102百万円減少したこと等によるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べて1,237百万円減少し11,704百万円となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べて538百万円減少し2,954百万円となりました。これは、支払手形が250百万円増加しましたが、未払金が543百万円減少及び未払費用が229百万円減少したこと等によるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べて42百万円増加し9,319百万円となりました。これは、退職給付引当金が46百万円増加したこと等によるものであります。

この結果、負債は、前事業年度末に比べて496百万円減少し12,273百万円となりました。

純資産は、前事業年度末に比べて741百万円減少し569百万円の債務超過となりました。これは、上記事業構造改革等の影響により、四半期純損失741百万円を計上したこと等によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前事業年度末に比べ942百万円減少し、322百万円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は、1,102百万円（前年同四半期は444百万円の使用）となりました。これは、たな卸資産の増減額の増加及びその他の流動負債の増減額の減少等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果得られた資金は、134百万円（前年同四半期比42.4%増）となりました。これは、定期預金の払戻による収入等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果得られた資金は、26百万円（前年同四半期比94.3%減）となりました。これは、短期借入金の純増減額の増加等によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 事業等のリスクに記載した重要事象等についての分析・検討及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策

当社は、「1. 事業等のリスク」に記載のとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しておりますが、当該状況を解消すべく、アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合、及び、同組合がサービスを提供するファンドからの経営支援を受け、事業再生を推し進めております。当社の平成29年4月期までの事業再生計画では、当社の主力事業である眼鏡等小売業界の近年の動向や当社における当事業の収益構造を前提として、抜本的なコスト削減のための施策とともに、様々な売上拡大策を図ることを当社の事業再生の基本方針としております。

なお、基本方針を実現させるための事業再生計画における事業計画の骨子は以下のとおりです。

(1) コスト削減のための施策

抜本的なコスト削減のために、「赤字店舗の閉店」、「原価削減」、「販管費削減」を主要な施策として計画しております。

- ①「赤字店舗の閉店」については、一定の売上改善や人員の効率化を実行しても黒字化が困難な赤字店舗の閉鎖を行う予定であり、当第2四半期累計期間では9店舗の閉鎖を実行いたしました。
- ②「原価削減」については、仕入れから販売までの一連のプロセスを対象に、一層の最適化を図り、継続的な原価改善を行ってまいります。
- ③「販管費削減」については、現状の販売量に見合った人員と販管費の最適化により、収益性改善に資する構造改革を進め、当第2四半期累計期間中に110人の人員が減少しております。

(2) 売上拡大策

お客様に心からご納得いただける商品販売・サービスにより、最終的には、リピーター数を最大化させることが最重要課題であるという認識の下、「出店」、「集客」、「顧客化」の3つの領域を売上向上の重点領域として、「小売業の基本」施策を確実に実行してまいります。

- ①「出店」については、構造改革に一定の目処がつき次第、本格的な新規出店を再開します。
- ②「集客」については、地域、商圈毎の広告宣伝手段の最適化や、お客様名簿に基づく有用な商品・サービス情報の送付（ダイレクトメール、電子メール等）により、広告宣伝効果の効率向上を通じて、新規数及び再来数の拡大を目指します。
- ③「顧客化」については、ご来店頂いたお客様にご満足頂ける眼鏡の最適解を提案するための仕組みを接客・品揃えを通じて構築してまいります。目標としている、結果としての買上率や単価の向上は、徐々に結果に顕れてきておりますが、今後も継続的な改善を目指してまいります。

上記のうち、集客と顧客化については、先行的に実施したリニューアルオープンが、施策として特に効果を上げており、11月29日ニュースリリース「新生メガネスーパー・リニューアル第二弾 リニューアルオープン全国22店舗で実施～新広告キャラクターに箕利夫さんを起用～」の通り、当期通期において22店舗の更なるリニューアルオープンを予定し、今後も成果を見つつ継続拡大してまいります。また、新しいクリエイティブによる広告を軸とした集客施策も併せて実行していきます。これらによって、期初見込みより半年程度の遅れにはなりましたが、売上反転を見込んでおります。

また、財務再構築として、当社は、業績不振店の閉鎖、販管費削減等の更なるコスト削減策、新規出店・店舗改装及び広告宣伝等の売上拡大策のための経営改善資金を確保すべく、①第三者割当増資及び新株予約権付ローンによる割当先からの資金調達、②全取引金融機関からの既存の借入等の条件変更又は借換え、③A種優先株式の内容の変更を行い、更に追加的なキャッシュフロー創出策を実行しております。

当社は、上記の各施策を確実に実行することによって、下期からの黒字転換を見込んでおります。また、構造改革が概ね終了する来期以降においては、業界トッププレイヤーの水準を目指した高収益体質への転換を進め、債務超過を解消してまいります。これら取り組みによって、今後の必要資金・キャッシュフローは確保できていることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	176,000,000
A種優先株式	800
B種優先株式	1
C種優先株式	100
A種劣後株式	110,000,000
B種劣後株式	70,000,000
計	356,000,901

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年10月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年12月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	13,790,880	13,790,880	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。
A種優先株式	800	800	—	単元株式数は1株であります。 (注3)
B種優先株式 (注1)	1	1	—	単元株式数は1株であります。 (注2・4)
A種劣後株式 (注1)	30,318,181	30,318,181	—	単元株式数は100株であります。 (注2・5)
B種劣後株式 (注1)	4,419,022	4,419,022	—	単元株式数は100株であります。 (注2・6)
計	48,528,884	48,528,884	—	—

(注1) B種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式は、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に規定する行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。

(注2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等

(1) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であるB種優先株式、A種劣後株式、B種劣後株式の特質については、当社の普通株式の株価を基準として取得価額が修正され、取得と引換えに交付する株式数に変動します。また、その修正基準、修正頻度及び行使価額の下限等については、以下(注)4、5、6に記載のとおりです。

(2)所有者との間の取決めの内容

①権利行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式、A種劣後株式及びB種劣後株式それぞれについて、権利行使可能日についての取決めがあります。

詳細は以下(注)4、5、6に記載のとおりです。

②売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

B種優先株式については、所有者との間で譲渡制限についての取決めがあり、A種劣後株式及びB種劣後株式については、所有者との間の取決めはありません。

詳細は以下(注)4に記載のとおりです。

(注3)A種優先株式の内容

(1)優先配当金

①当社は、普通株主に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、A種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種優先株式1株につき16,750円の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。

②当社は、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してのみ剰余金の配当を行うことはできないものとし、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(2)非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3)残余財産の分配

①当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。

②A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4)議決権

A種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5)A種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、A種優先株式発行後、平成26年5月1日以降は、A種優先株式1株につき1,000,000円の金銭の交付と引換えに、A種優先株式の発行後に当社が取締役会の決議で定める一定の日に、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。

また、一部取得をするときは、按分比例の方法（ただし、1株未満の端数は切り捨てる。）又は抽選により行う。

(6) A種優先株式の金銭対価の取得請求権

A種優先株主は、平成30年5月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度にかかる定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（但し、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「取得請求日」という。）に、法令上可能な範囲で、取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%を限度として、1株につき1,000,000円の金銭と引換えに、A種優先株式の取得請求を行うことができる。

(7) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(8) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注4) B種優先株式の内容

(1) 優先配当金

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うときは、各剰余金の配当毎に、B種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株式1株につき17,500,000円の金銭による剰余金の配当を行う。

(2) 累積条項

ある事業年度において、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額がB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。

(3) 残余財産の分配

- ①当社は、残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、B種優先株式1株につき、250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額に、17,500,000円を残余財産の分配日の属する事業年度の初日（ただし、当該事業年度中の日を基準日としてB種優先配当金が支払われている場合には、当該基準日の翌日）から残余財産の分配日まで（初日及び分配日を含む。）で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）を加算した額を支払う。

- ②B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(4) 議決権

B種優先株主は株主総会において議決権を有しない。

(5) B種優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

- ①法令に別段の定めがある場合を除き、B種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ②B種優先株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③B種優先株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(6) B種優先株式の金銭対価の取得条項

当社は、B種優先株式発行後、平成27年8月1日以降は、B種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭の交付と引換えに、B種優先株式の発行後に当社が別途取締役会の決議で定める一定の日に、B種優先株式を取得することができる。

(7) B種優先株式の株式対価の取得請求権

B種優先株主は、平成27年8月1日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を対価として、その有するB種優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社はB種優先株主が取得の請求をしたB種優先株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式及びC種優先株式100株を、当該B種優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得と引換えに交付する普通株式の数

B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種優先株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

(2) 当初取得比率

取得比率は、当初、274,400とする。

(3) 取得比率の調整

(a) 当社は、B種優先株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（B種優先株式）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(b) 取得比率調整式（B種優先株式）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項(c)②に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b)②に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b)③に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b)③に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の分割又は当社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合
調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日
を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

③本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券
（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることが
できる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証
券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株
予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含
む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引
換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対
象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみ
なして取得比率調整式（B種優先株式）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新
株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのた
めの基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力
発生日）の翌日以降、これを適用する。

(c) ①取得比率調整式（B種優先株式）の計算については、10の位まで算出し、その10の位を四捨五
入する。

②取得比率調整式（B種優先株式）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立
つ45取引日目に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社
大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終
値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③取得比率調整式（B種優先株式）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式
の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、
それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普
通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社
普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種優先株式）で使用する新発行・
処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数
を含まないものとする。

(d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

①株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

②本項(d)①のほか、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取
得比率の調整を必要とする場合。

③取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の
算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種優先株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(8) B種優先株式の金銭対価の取得請求権

B種優先株主は、平成27年11月1日以降、各事業年度末日から1ヶ月を経過した日から、当該事業年度に係る定時株主総会の日までの間に当社に対し事前の通知（撤回不能とする。）を行った上で、当該定時株主総会の日から30日を経過した日（ただし、同日が営業日でない場合は、翌営業日とする。以下「B種優先株式取得請求日」という。）に、B種優先株式取得請求日における会社法第461条第2項に定める分配可能額から、B種優先株式取得請求日における最終事業年度に係る損益計算書において税引後当期純利益金額として表示された金額から、最終事業年度に係る期末配当として支払われた剰余金（A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金を含む。）を差し引いた金額の50%に相当する金額を減じた額を限度として、当社がB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付するのと引換えに、B種優先株式の取得を、当社に対して請求することができる。かかる取得請求がなされた場合、当社は、B種優先株式取得請求日に、B種優先株主に対して、取得するB種優先株式1株につき250,000,000円及びB種優先株式累積未払配当金相当額の合計額の金銭を交付する。

(9) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(10) B種優先株式の譲渡の制限

譲渡によるB種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

(11) 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存株主への影響を考慮した為であります。

(注5) A種劣後株式の内容

(1) 剰余金の配当

A種劣後株式を有する株主（以下「A種劣後株主」という。）に対し、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

- ① 当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式に関する残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後株式の登録株式質権者（以下「A種劣後登録株式質権者」という。）及びB種劣後株式を有する株主（以下「B種劣後株主」という。）又はB種劣後株式の登録株式質権者（以下「B種劣後登録株式質権者」という。）に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。

②普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにB種劣後株主及びB種劣後登録株式質権者と同順位にて、A種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（但し前項に従い分配した残余財産分配額を除く。）及びB種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。

③普通株式分配基準額は、当初1,639円とする。

(3)議決権

A種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(4)A種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

- ①当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。
- ②当社は、A種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- ③当社は、A種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5)普通株式を対価とする取得請求権

A種劣後株主は、平成25年9月30日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、その有するA種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はA種劣後株主が取得の請求をしたA種劣後株式を取得するのと引換えに、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該A種劣後株主に対して交付するものとする。

①取得と引換えに交付する普通株式の数

A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、A種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数が1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

②当初取得比率

取得比率は、当初1.0とする。

③取得比率の調整

(a) 当社は、A種劣後株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（A種）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}$$

(b) 取得比率調整式（A種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項(c)②に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b)②に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b)③に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b)③に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

- ②当社普通株式の分割又は当会社普通株式の無償割当て（以下「株式分割等」という。）を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（A種）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) ①取得比率調整式（A種）の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

- ②取得比率調整式（A種）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③取得比率調整式（A種）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（A種）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

①株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。

②本項(d)①の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。

③取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をA種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(6) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(注6) B種劣後株式の内容

(1) 剰余金の配当

B種劣後株主に対し、剰余金の配当を行わない。

(2) 残余財産の分配

①当社の残余財産を分配するときにおいて、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してA種優先株式に関する残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して、A種劣後株主又はA種劣後登録株式質権者及びB種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に先立ち、普通株式1株につき、本条第3項に定める普通株式分配基準額の残余財産の分配を行う。

②普通株主又は普通登録株式質権者に対して前項に従い残余財産の分配をした後に残余財産があるときは、当社は、B種劣後株主又はB種劣後登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者並びにA種劣後株主及びA種劣後登録株式質権者と同順位にて、B種劣後株式1株につき、普通株式1株当たりの残余財産分配額（但し前項に従い分配した残余財産分配額を除く。）及びA種劣後株式1株当たりの残余財産分配額のそれぞれと同額の残余財産の分配を行う。

③普通株式分配基準額は、当初1,639円とする。

(3) 議決権

B種劣後株主は株主総会において議決権を有する。

(4) B種劣後株式の併合又は分割、募集株式の割当てを受ける権利等

①当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、B種劣後株式について株式の併合又は分割は行わない。

②B種劣後株主には募集株式の割当てを受ける権利、又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③B種劣後株主には株式無償割当て、又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 普通株式を対価とする取得請求権

B種劣後株主は、B種劣後株式の発行日の1年後の日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社に対して、その有するB種劣後株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社はB種劣後株主が取得の請求をしたB種劣後株式を取得するのと引換えに、下記に定める算定方法に従って算出される数の当社の普通株式を、当該B種劣後株主に対して交付するものとする。

①取得と引換えに交付する普通株式の数

B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るB種劣後株式の数に次項以下に定める取得比率を乗じて得られる数とする。なお、B種劣後株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。

②当初取得比率

当初取得比率は、当初、1.0とする。

③取得比率の調整

(a) 当社は、B種劣後株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得比率調整式（B種）」という。）により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}$$

(b) 取得比率調整式（B種）により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項(c)②に定める時価を下回る価額を募集株式の払込金額として発行する当社普通株式又は処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（ただし、本項(b)②に定める普通株式の無償割当ての場合、又は本項(b)③に定める証券（権利）の取得と引換え若しくは当該証券（権利）の取得と引換えに交付される新株予約権の行使による交付又は本項(b)③に定める新株予約権の行使による場合を除く。）

調整後の取得比率は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

②株式分割等を行う場合

調整後の取得比率は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。

- ③本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行若しくは処分する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得比率は、発行又は処分される証券（権利）又は新株予約権（新株予約権の交付と引換えに取得される証券（権利）若しくは取得させることができる証券（権利）に関して交付の対象となる新株予約権を含む。）の全てが当初の条件で取得され、取得させ又は行使されたものとみなして取得比率調整式（B種）を準用して算出するものとし、当該証券（権利）又は新株予約権の払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主への割当てのための基準日を定めた場合は当該基準日（特定の割当てにつき、基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降、これを適用する。

- (c) ①取得比率調整式（B種）の計算については、小数第4位まで算出し、小数第4位を四捨五入する。

- ②取得比率調整式（B種）で使用する時価は、調整後の取得比率を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日（終値（気配表示を含む。）のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所JASDAQ（スタンダード）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ③取得比率調整式（B種）で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、当社普通株式の分割が行われる場合には、取得比率調整式（B種）で使用する新発行・処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (d) 本項(b)に掲げた場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な取得比率の調整を行う。

- ①株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために取得比率の調整を必要とする場合。
②本項(d)①の他、当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とする場合。
③取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得比率の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(e) 本項(a)から(d)までの規定により取得比率の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の取得比率、調整後の取得比率及びその適用の日その他必要な事項をB種劣後株主に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う

(6) 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無
会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。

(2) 【新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年8月17日(注)	—	48,528,884	△2,874,159	50,000	△2,859,679	—

(注) 当社は、平成24年7月27日開催の第36期定時株主総会の決議に基づき、平成24年8月17日付で資本金の額2,924,159千円のうち、2,874,159千円を減少させ、減少後の資本金の額を、50,000千円としております。また、資本準備金の額2,859,679千円全額を減少させております。

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

氏名又は名称	住所	平成24年10月31日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
投資事業有限責任組合アドバン テッジパートナーズIV号・適格機 関投資家間転売制限付分除外少人 数投資家向け	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	14,651	30.19
AP Cayman Partners II, L.P. (常任代理人 河原正幸)	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KYI-9002, Cayman Islands	10,223	21.07
Japan Ireland Investment Partners (常任代理人 河原正幸)	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland	8,885	18.31
田 中 邦 興	神奈川県小田原市	4,095	8.44
田 中 由 子	神奈川県小田原市	3,723	7.67
フォーティーツー投資組合	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	977	2.01
有限会社東関東サービスセンター	茨城県神栖市知手2876番地16	484	1.00
株式会社エヌ. エヌ. ティー	東京都中央区日本橋2丁目2-20	323	0.67
メガネスーパー従業員持株会	神奈川県小田原市本町4丁目2-39	312	0.64
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1-5	300	0.62
計	—	43,975	90.62

所有議決権数別

平成24年10月31現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
投資事業有限責任組合アドバン テッジパートナーズIV号・適格機 関投資家間転売制限付分除外少人 数投資家向け	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	146,510	30.27
AP Cayman Partners II, L.P. (常任代理人 河原正幸)	Walkers Corporate Service Limited, Walker House, 87 Mary Street, George Town, Grand Cayman KYI-9002, Cayman Islands (東京都港区虎ノ門)	102,236	21.12
Japan Ireland Investment Partners (常任代理人 河原正幸)	33 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland (東京都港区虎ノ門)	88,852	18.36
田 中 邦 興	神奈川県小田原市	40,951	8.46
田 中 由 子	神奈川県小田原市	37,237	7.69
フォーティーツー投資組合	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	9,769	2.02
有限会社東関東サービスセンター	茨城県神栖市知手2876番地16	4,841	1.00
株式会社エヌ. エス. ティー	東京都中央区日本橋2丁目2-20	3,231	0.67
メガネスーパー従業員持株会	神奈川県小田原市本町4丁目2-39	3,121	0.64
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1丁目1-5	3,000	0.62
計	—	439,748	90.85

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種優先株式 800 B種優先株式 1	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 102,900	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 13,667,600 A種劣後株式 30,317,900 B種劣後株式 4,418,800	136,676 303,179 44,188	同上
単元未満株式	普通株式 20,380 A種劣後株式 281 B種劣後株式 222	—	同上
発行済株式総数	48,528,884	—	—
総株主の議決権	—	484,043	—

② 【自己株式等】

平成24年10月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社メガネスーパー	神奈川県小田原市本町 4-2-39	102,900	—	102,900	0.21
計	—	102,900	—	102,900	0.21

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成24年8月1日から平成24年10月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成24年5月1日から平成24年10月31日まで）に係る四半期財務諸表について、監査法人よつば総合事務所による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準 0.25%

売上高基準 0.00%

利益基準 0.06%

利益剰余金基準 0.03%

※会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当第2四半期会計期間 (平成24年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,265,431	322,929
売掛金	494,163	395,043
商品	1,974,747	2,415,447
貯蔵品	17,787	17,567
前渡金	785	1,252
前払費用	404,487	379,063
未収入金	122,450	41,352
その他	17,657	20,185
貸倒引当金	△6,997	△1,623
流動資産合計	4,290,514	3,591,219
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,837,603	5,796,726
減価償却累計額	△4,642,707	△4,686,962
建物（純額）	1,194,895	1,109,763
構築物	787,553	782,876
減価償却累計額	△648,944	△655,446
構築物（純額）	138,609	127,430
車両運搬具	29,188	28,864
減価償却累計額	△28,157	△27,893
車両運搬具（純額）	1,030	971
工具、器具及び備品	2,838,202	2,785,803
減価償却累計額	△2,677,221	△2,630,747
工具、器具及び備品（純額）	160,981	155,055
土地	1,189,114	1,189,114
有形固定資産合計	2,684,632	2,582,335
無形固定資産		
商標権	1,458	1,627
ソフトウェア	88,737	122,283
電話加入権	35,475	35,475
その他	5,227	5,227
無形固定資産合計	130,899	164,613

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当第2四半期会計期間 (平成24年10月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	29,136	29,576
関係会社株式	—	354
出資金	944	944
従業員に対する長期貸付金	2,492	1,176
長期前払費用	118,162	101,339
長期未収入金	149,806	147,736
敷金及び保証金	5,393,626	5,143,369
長期預金	200,000	—
その他	31,400	31,390
貸倒引当金	△89,806	△89,337
投資その他の資産合計	5,835,761	5,366,549
固定資産合計	8,651,293	8,113,499
資産合計	12,941,807	11,704,718
負債の部		
流動負債		
支払手形	668,688	919,599
営業外支払手形	68,950	74,196
買掛金	831,520	966,305
関係会社短期借入金	—	30,240
未払金	727,458	183,503
未払費用	711,434	481,824
未払法人税等	158,141	68,230
前受金	197,167	148,136
預り金	71,618	59,079
前受収益	1,939	1,725
預金解約損失引当金	51,579	—
その他	4,241	21,584
流動負債合計	3,492,740	2,954,425
固定負債		
長期借入金	7,896,443	7,896,443
株主、役員に対する長期借入金	266,400	266,400
退職給付引当金	1,014,411	1,060,661
長期預り保証金	50,057	50,057
その他	49,704	45,765
固定負債合計	9,277,017	9,319,328
負債合計	12,769,757	12,273,753

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年4月30日)	当第2四半期会計期間 (平成24年10月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,924,159	50,000
資本剰余金		
資本準備金	2,859,679	—
その他資本剰余金	—	188,306
資本剰余金合計	2,859,679	188,306
利益剰余金		
利益準備金	19,350	—
その他利益剰余金		
別途積立金	5,092,710	—
繰越利益剰余金	△10,657,594	△741,347
利益剰余金合計	△5,545,533	△741,347
自己株式	△66,804	△66,804
株主資本合計	171,501	△569,845
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	548	810
評価・換算差額等合計	548	810
純資産合計	172,050	△569,035
負債純資産合計	12,941,807	11,704,718

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年10月31日)
売上高	10,454,676	8,343,774
売上原価	3,431,350	2,666,572
売上総利益	7,023,326	5,677,201
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	2,131,715	1,693,967
退職給付費用	61,701	88,849
地代家賃	2,065,404	1,904,183
引当金繰入額	2,528	—
その他	2,892,726	2,322,410
販売費及び一般管理費合計	7,154,075	6,009,410
営業損失（△）	△130,749	△332,208
営業外収益		
受取利息	2,103	1,860
受取配当金	356	189
集中加工室管理収入	23,813	30,799
その他	9,127	11,234
営業外収益合計	35,401	44,083
営業外費用		
支払利息	92,576	38,698
その他	30,104	3,433
営業外費用合計	122,680	42,132
経常損失（△）	△218,028	△330,257
特別利益		
固定資産売却益	46,609	—
受取補償金	1,089	—
特別利益合計	47,698	—
特別損失		
固定資産除却損	384	15,480
店舗構造改革費用	※1 354	※1 115,116
事業構造改革費用	※2 54,019	※2 183,773
解約違約金	—	2,895
店舗閉鎖損失	—	※3 3,119
ゴルフ会員権評価損	360	—
固定資産契約解除損	25,565	—
その他	4,480	29,312
特別損失合計	85,163	349,698
税引前四半期純損失（△）	△255,494	△679,955
法人税、住民税及び事業税	57,422	61,392
過年度法人税等戻入額	△3,248	—
法人税等合計	54,173	61,392
四半期純損失（△）	△309,667	△741,347

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純損失（△）	△255,494	△679,955
減価償却費	144,623	107,434
長期前払費用償却額	29,119	23,061
退職給付引当金の増減額（△は減少）	31,460	46,249
貸倒引当金の増減額（△は減少）	2,528	△5,844
受取利息及び受取配当金	△2,459	△2,049
支払利息	92,576	38,698
固定資産売却損益（△は益）	△46,609	—
受取補償金	△1,089	—
固定資産除却損	384	15,480
店舗構造改革費用	354	115,116
事業構造改革費用	54,019	183,773
解約違約金	—	2,895
店舗閉鎖損失	—	3,119
ゴルフ会員権評価損	360	—
固定資産契約解除損	25,565	—
売上債権の増減額（△は増加）	128,750	99,120
たな卸資産の増減額（△は増加）	158,937	△440,480
仕入債務の増減額（△は減少）	△354,591	385,696
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△48,750	79,941
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△226,617	△869,770
その他	89,261	100,979
小計	△177,670	△796,532
利息及び配当金の受取額	541	420
利息の支払額	△98,874	△38,239
法人税等の支払額	△117,944	△123,359
法人税等の還付額	3,710	124
その他	△54,096	△145,173
営業活動によるキャッシュ・フロー	△444,334	△1,102,760

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年10月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	—	148,060
有形固定資産の取得による支出	△13,012	△47,211
有形固定資産の売却による収入	28,319	30,445
無形固定資産の取得による支出	△19,154	△56,194
無形固定資産の売却による収入	—	2,285
敷金及び保証金の差入による支出	△1,230	△1,052
敷金及び保証金の回収による収入	76,131	68,920
長期前払費用の取得による支出	△10,349	△12,692
関係会社株式の取得による支出	—	△354
その他	33,559	2,011
投資活動によるキャッシュ・フロー	94,262	134,218
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	542,422	30,000
長期借入金の返済による支出	△11,237	—
社債の償還による支出	△71,500	—
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△3,809	△3,960
配当金の支払額	△38	—
その他	△5	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	455,832	26,039
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	105,761	△942,502
現金及び現金同等物の期首残高	921,090	1,265,431
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,026,852	※ 322,929

【継続企業の前提に関する事項】

該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成24年5月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる影響は軽微であります。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期損益計算書関係)

※ 1. 店舗構造改革費用

前第 2 四半期累計期間（自 平成23年 5 月 1 日 至 平成23年10月31日）

店舗構造改革費用の内容は、店舗リストラに伴い、当社の取締役会において決議した閉鎖決定店舗の損失相当額であります。

当第 2 四半期累計期間（自 平成24年 5 月 1 日 至 平成24年10月31日）

店舗構造改革費用の内容は、店舗リストラに伴い、当社の取締役会において決議した閉鎖決定店舗の損失相当額であります。

※ 2. 事業構造改革費用

前第 2 四半期累計期間（自 平成23年 5 月 1 日 至 平成23年10月31日）

事業構造改革費用の内容は、新「事業計画」の立案及び遂行のための、プロジェクト費用であります。

当第 2 四半期累計期間（自 平成24年 5 月 1 日 至 平成24年10月31日）

事業構造改革費用の内容は、新「事業計画」の立案及び遂行のための、プロジェクト費用であります。

※ 3. 店舗閉鎖損失

当第 2 四半期累計期間（自 平成24年 5 月 1 日 至 平成24年10月31日）

店舗閉鎖損失の内容は、店舗閉鎖に伴う原状復帰費用等であります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第 2 四半期累計期間 (自 平成23年 5 月 1 日 至 平成23年10月31日)	当第 2 四半期累計期間 (自 平成24年 5 月 1 日 至 平成24年10月31日)
現金及び預金	1,026,852千円	322,929千円
預入期間が 3 か月を超える定期預金	— 千円	— 千円
現金及び現金同等物	1,026,852千円	322,929千円

(株主資本等関係)

前第2四半期累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成23年10月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成23年7月27日付で、有限会社ビック商事に第三者割当によるA種優先株式の発行を行いました。この結果、第1四半期会計期間において資本金が400百万円、資本準備金400百万円増加し、当第2四半期会計期間末において資本金が1,932百万円、資本剰余金1,867百万円となっております。

当第2四半期累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成24年10月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、平成24年7月27日開催の第36期定時株主総会の決議により、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、平成24年8月17日付にて資本金2,924,159千円のうち、2,874,159千円を減少及び資本準備金2,859,679千円減少し、その他資本剰余金を増加させ、また、利益準備金19,350千円減少し、繰越利益剰余金を増加させ繰越利益剰余金の損失の填補を図っております。更に、会社法第452条の規定に基づき、増加したその他資本剰余金5,733,839千円のうち、5,545,533千円を減少し、繰越利益剰余金を増加させ繰越利益剰余金の損失の填補を図っております。

これにより、当第2四半期会計期間末において資本金50,000千円、その他資本剰余金188,306千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期累計期間(自 平成23年5月1日 至 平成23年10月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	眼鏡等 小売事業	通販事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,194,620	260,056	10,454,676	—	10,454,676
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	10,194,620	260,056	10,454,676	—	10,454,676
セグメント損失(△)	△68,284	△3,730	△72,014	△58,735	△130,749

(注1) セグメント損失の調整額△58,735千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主な内容は役員報酬であります。

(注2) セグメント損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期累計期間(自 平成24年5月1日 至 平成24年10月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	眼鏡等 小売事業	通販事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	8,285,055	58,719	8,343,774	—	8,343,774
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	8,285,055	58,719	8,343,774	—	8,343,774
セグメント利益又は損失(△)	△317,633	1,383	△316,249	△15,959	△332,208

(注1) セグメント利益又は損失の調整額△15,959千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、その主な内容は役員報酬であります。

(注2) セグメント利益又は損失は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(金融商品関係)

前事業年度末(平成24年4月30日)

(単位：千円)

科目	貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
現金及び預金	1,265,431	1,265,431	—	(注) 1

(注) 1. 現金及び預金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当第2四半期会計期間末(平成24年10月31日)

現金及び預金が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

(単位：千円)

科目	貸借対照表計上額	時価	差額	時価の算定方法
現金及び預金	322,929	322,929	—	(注) 1

(注) 1. 現金及び預金の時価の算定方法

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自 平成23年5月1日 至 平成23年10月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成24年5月1日 至 平成24年10月31日)
1株当たり四半期純損失金額	△22円62銭	△54円80銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	△309,667	△741,347
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	△8,750
(うち優先配当金)(千円)	—	(△8,750)
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	△309,667	△750,097
普通株式の期中平均株式数(株)	13,688,412	13,687,921

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年12月14日

株式会社メガネスーパー

取締役会 御中

監査法人よつば総合事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 門 剛 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高 屋 友 宏 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メガネスーパーの平成24年5月1日から平成25年4月30日までの第37期事業年度の第2四半期会計期間(平成24年8月1日から平成24年10月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成24年5月1日から平成24年10月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メガネスーパーの平成24年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。